

三原市パブリックコメント手続実施要綱 逐条解説

(目的)

第1条 この要綱は、本市の基本的な政策形成過程におけるパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保及び透明性の向上並びに市民の市政への参画を促進し、市民に信頼される市政の推進に資することを目的とする。

この制度は、市民に市の意思決定過程の情報を公表し、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、行政への関心と市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目的としています。この要綱の制定により、市の統一化されたルールとして制度化するものです。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市が基本的かつ重要な政策等を立案する過程において、その趣旨、目的、内容等を市民等に公表し、市民等から公表したものに対して意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等のうち有益なものを本市の政策形成過程に反映させるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、水道事業及び消防長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - オ 市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか，パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

パブリックコメント手続は，「意思決定前の情報の公表」により市民に説明する責務を果たすこと，「市民が意見を述べる機会」と「市の応答」を規定することにより，「意思形成過程での市民参加」と「行政の説明責任」を一連の手続として確保するものです。

議会との関係は，市が素案をまとめる際にはこの手続により広く市民の意見を聞き，議会審議の参考となる，より質の高い原案を作成し，また策定過程を透明にすることであり，それにより提出された議案を議会において審議され，最終的な市の意思決定を行うものです。

実施機関の範囲は，議決機関である議会を除いた執行機関を対象にしています（監査委員，公平委員会及び固定資産評価審査委員会は審査機関であり，性格上政策等を作成することが考えられないため除きました。）。

意見を求めるものは，市の区域内に住所を有する者，市内の事業所に勤務する者，市内の学校に在学する者，納税者，利害関係者も広く市民等としています。

この要綱に定める実施機関の事務は，その政策等の主管課で行うものとしします。

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的かつ重要な政策等（以下「政策等」という。）の策定は，次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画，各行政分野における部門別の基本的計画，指針等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 広く市民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) その他パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

市民生活に広く直接にかつ重大な影響を及ぼすと認められるもので、市内全域または全市民を対象とする計画、条例等の策定等のうち、いずれかに該当するものを対象とします。

「各行政分野における部門別の基本的計画、指針等」は例えば『環境基本計画』『健康みはら21計画』『協働のまちづくり指針』などをいいます。

「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般又は個別行政分野における基本理念や方針に基づき、市政を推進する上での共通の制度を定めるもので、例えば『男女共同参画条例』や『まちづくり基本条例』などをいいます。

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」は、広く市民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項（注1）の規定に基づいた条例をさし、例えば『火災予防条例』『ポイ捨て防止条例』などをいいます。

「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」を除外しているのは、地方自治法第74条第1項（注2）で、直接請求権の対象外とされており、その趣旨から、結果として現実的で切実な負担感が多数の反対意見の表明につながり、建設的意見を求める本来の趣旨から離れる危険性があるからです。

市民や事業活動に影響を及ぼさないような行政内部の計画、特定範囲だけに限定されるテーマはこの制度になじまないもので対象外としています。

重要な政策等については、審議会等で議論してきた経緯がありますが、委員の意見等が中心であり、この制度により情報収集源の拡大や多様性が図られ、一般市民からも幅広い意見をもらえることが期待できます。

（注1）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（注2）地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（適用除外）

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについて、パブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は改定若しくは改廃の内容が軽微なもの
- (2) 法令その他の規定によりパブリックコメント手続と同等の手続を行うもの
- (3) パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- (4) 政策等の案の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

「迅速若しくは緊急を要するもの」は、この手続に要する期間を費やすと政策等の効果が損なわれる等の理由で手続をとる時間がないときで、災害時など緊急を要するときを想定しています。

「改定若しくは改廃の内容が軽微なもの」は、大幅な改正又は基本的事項の改正などではなく、例えば法令の改正などに伴う機械的な改正（条項整理や用語の統一等）などをいいます。

「同等の効果が得られると認められる他の方法」は、例えば広範な市民アンケート、公聴会、ワークショップなどを想定しています。

「裁量の余地がないもの」は、例えば法令等の規定により定められる条例や、国県などの上位計画などの影響を受ける計画など、施行の細目を求められているだけのものをいいます。

実施機関がその実施を望ましいと判断した場合は、これを妨げるもの

ではありません。

(政策等の案の公表)

第 5 条 実施機関は，政策等の策定をしようとするときは，最終的な意思決定を行う前の適切な時期に，当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は，前項の規定により政策等の案を公表するときは，当該政策等の趣旨，目的及び策定に至った背景等について説明するとともに，関連資料も併せて公表するなど市民等が当該政策等の案について十分理解できるよう内容の公表に努めるものとする。

3 前 2 項の規定による公表は，実施機関が指定する場所での閲覧又は配布，市のホームページ等への掲載の方法等により行うものとする。

「公表の時期」は原則として，最終的な意思決定を行う前の，案の変更可能な時期としますが，第 6 条第 2 項の規定により市民等からの意見等の提出期間を 1 箇月程度設けることとなっていることを考慮して公表することになります。なお，条例案等議会の議決を要するものは，議会提出前の時期とします。

政策等を公表する際には，市民等がその内容について十分理解できるよう，必要に応じて次の様な関連資料も併せて公表するよう努めることとします。

- (1) 政策等の概要
- (2) 政策等の趣旨及び目的
- (3) 政策等の策定に至った背景
- (4) 根拠法令及び上位計画等の概要
- (5) その他必要な資料

公表は原則として下記の方法等により行い，その他有効な手段があれば活用します。

- (1) 担当課での閲覧又は配布
- (2) 情報公開コーナーでの閲覧又は配布
- (3) 三原市ホームページへの掲載

(4) 広報みはらへの掲載

広報紙については，限られた紙面では全てを掲載することは困難と思われることから，概要等を可能な限り掲載することとし，場合によっては，公表内容や公表場所の告知のみとなることもやむを得ないと考えられます。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は，次に掲げる方法により，政策等の案に対する市民等からの意見等の提出を受けるとする。

- (1) 担当課その他関係機関への書面による提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

- 2 前項の規定により実施機関が意見等の提出を受けるとする期間は，おおむね1箇月とし，当該実施機関は，当該政策等の案の公表時に，当該期間及び当該意見等の提出の方法等を明示するものとする。
- 3 意見等を提出しようとする市民等は，原則として，住所，氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

意見の提出方法は，文書又は電子的記録等として残るものに限り，口頭及び電話等での意見については，パブリックコメント手続からは除きます。

策定案等の周知期間，意見等の提出に必要な期間等を考慮し，おおむね1箇月程度設けることとしました。

提出期間を1箇月程度としたのは，提出期間が1箇月に満たない場合であっても，直ちに適用除外とするのではなく，できるだけパブリックコメント手続を実施することとしたためです。

なお，政策等により，迅速性・緊急性の度合いが高く，1箇月程度の提出期間を設けることが困難で，パブリックコメント手続を実施する時間的な余裕のない場合は，第4条の適用除外となります。

責任のある意見等の提出を求めるため，また，意見の内容につい

て確認が必要となる可能性があることから、原則として、住所、氏名、連絡先の明示を求めることとします。なお、氏名等が明示されていない場合であっても、政策等に反映することが適当と思われる意見等は、積極的に取り入れることとします。

(意見等の処理)

- 第7条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見等（以下「提出意見等」という。）を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、提出意見等の内容及びそれに対する考え方を公表しなければならない。
 - 3 実施機関は、提出意見等を考慮して政策等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定による公表は、原則として第5条第3項の規定による公表の方法について準用する。
 - 5 実施機関は、提出意見等に対する個別の回答を行わないものとし、当該提出意見等のうち類似の意見等及びこれに対する考え方をまとめて公表できるものとする。
 - 6 実施機関は、提出意見等に特定の個人又は団体等の権利利益を害するおそれのある内容が含まれるなど公表することが適当でないと判断したときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - 7 実施機関は、意見等を提出した市民等に関する情報は公表しない。

実施機関は、提出された意見等を必ず取り入れなければならないわけではなく、多様な意見等を十分考慮した上で、意思決定を行うこととなります。また、パブリックコメント手続は、住民の直接請求による住民投票とは異なり、政策案の賛否を問うものではないことから、賛否だけの意見については、実施機関が意思決定する上で考慮する必要はありません。

提出された意見等の内容及びそれに対する考え方や提出された意見等による政策等の修正の内容及びその理由を公表する方法は、原則

として第5条の規定に基づき政策等を公表した方法によります。

提出された意見については，類似の意見及び不適切なもの等を除き全て公表するとともに，その意見に対する市の考え方を公表します。

「個別の回答を行わない」とは，個々に文書，電子メール等での返信は行わないことを意味します。

提出された意見は原則として公表することとしますが，特定の個人や団体等の権利等を害する内容が含まれるものなど，実施機関が公表することが適当でないと判断される場合には，その全部又は一部を公表しないことがあります。

提出された意見の公表にあたり，提出者の住所，氏名等は公表しません。

（一覧表の作成等）

第8条 市長は，パブリックコメント手続を適用している案件の一覧表を作成し，市のホームページを利用した閲覧の方法等により，公表するものとする。

パブリックコメント手続を行っている案件及び過去に実施した案件の一覧表を作成し，市ホームページにおいて常時公表するものとします。今後実施が計画されている案件についても可能な限り予告の掲載を行い，本手続の実施についての予告に努めるものとします。

一覧表の作成及び市ホームページへの掲載に係る事務は，秘書広報課で行うものとします。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の施行の日の前日までに現に立案の過程にある政策等で，

市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又はパブリックコメント手続を実施する時間的余裕がないものについては、この要綱の規定は適用しない。

この要綱の施行日は平成20年4月1日です。

パブリックコメント手続の円滑な導入を図るため、施行日において現に立案中の政策等について、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものや、パブリックコメント手続を実施する時間的余裕がないものについては、この要綱の規定を適用しないこととします。ただし、可能な限りパブリックコメント手続に準じて、市民等の意見等の反映及び実施機関の考え方の公表に努めるものとします。